

店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更に伴う
「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

| | (ページ) |
|---|---------|
| 1. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表 | 2 |
| 3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 | 3 |
| 4. 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 | 6 |
| 5. 信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例の一部改正 新旧対照表 | 8 |
| 6. 信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表 | 9 |
| 7. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表 | 12 |
| 8. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表 | 13 |
| 9. 発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表 | 15 |
| 10. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表 | 18 |
| 11. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表 | 21 |
| 12. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 | 26 |
| 13. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 | 28 |
| 14. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表 | 34 |
| 15. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 | 35 |
| 16. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対 照表 | 39 |
| 17. 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新 旧対照表 | 41 |
| 18. 委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表 | 42 |
| 19. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行 規則の一部改正新旧対照表 | 43 |

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。))の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(休業日を除外する。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の前日に上場会社が日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併した場合における決済物件の取扱いについては、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> | <p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは<u>日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社</u>を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。))の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(休業日を除外する。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 (略)</p> |

受託契約準則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第16条 上場会社(取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社(会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。))株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株(優先出資及び投資口にあつては1口。以下同じ。)に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(取引所の休業日を除く。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p> | <p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第16条 上場会社(取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社(会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。))株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株(優先出資及び投資口にあつては1口。以下同じ。)に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(取引所の休業日を除く。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p> |
| <p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> | <p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されてい</u></p> |

- (2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(削る)

- (7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第 1 号に規定する株券、同項第 6 号に規定する新株予約権付社債券、同項第 7 号に規定する交換社債券並びに同項第 1 3 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格
(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(削る)

(2) 前項第 1 3 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) 前 2 号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの

る株券 (店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)

100分の70

- (3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)

(6) の 2 (略)

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社 (株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。)が発行する転換社債型新株予約権付社債券 (その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の80

- (8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第 1 号に規定する株券、同項第 6 号の 2に規定する新株予約権付社債券、同項第 8 号に規定する交換社債券並びに同項第 1 4 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格
(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(2) 前項第 2 号に規定する株券、同項第 7 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後 3 時 (半休日においては、午前 1 1 時) 現在における直近の売買価格

(3) 前項第 1 4 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) 前 3 号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの

日本証券業協会が発表する売買参考
統計値のうち平均値

(4) (略)

(他市場制度信用取引の未決済勘定)

第 3 9 条 の 2 顧 客 の 他 市 場 制 度 信 用 取 引 (国 内 の 他 の 証 券 取 引 所 が 開 設 す る 取 引 所 有 価 証 券 市 場 に お け る 有 価 証 券 の 売 買 に 係 る 信 用 取 引 の う ち 、 品 貸 料 及 び 弁 済 の 繰 延 期 限 に つ い て 当 該 他 の 証 券 取 引 所 の 規 則 に 定 め る と ころ に 従 っ て 行 う 信 用 取 引 を い う 。 以 下 同 じ 。) に 係 る 未 決 済 勘 定 を 、 取 引 所 が 定 め る と ころ に よ り 制 度 信 用 取 引 に 係 る 未 決 済 勘 定 と し て 取 り 扱 う こ と に つ い て 、 正 会 員 と 顧 客 が 合 意 し た 場 合 は 、 当 該 他 市 場 制 度 信 用 取 引 に 係 る 未 決 済 勘 定 及 び こ れ に 係 る 委 託 保 証 金 は 、 制 度 信 用 取 引 に 係 る 未 決 済 勘 定 及 び こ れ に 係 る 委 託 保 証 金 と み な す 。 こ の 場 合 に お い て 、 当 該 制 度 信 用 取 引 に よ る 売 付 け 又 は 買 付 け が 成 立 し た 日 は 、 当 該 他 市 場 制 度 信 用 取 引 に よ る 売 付 け 又 は 買 付 け が 成 立 し た 日 と す る 。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)前に上場会社が日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併した場合における決済物件の取扱いについては、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日に差し入れる場合における当該有価証券の時価は、改正後の第29条第3項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

日本証券業協会が発表する売買参考
統計値のうち平均値

(5) (略)

(新 設)

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場されている国内の他の証券取引所の定める上場廃止の基準に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行したものであり、かつ、当該合併により国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を</p> | <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場又は<u>日本証券業協会に登録されている</u>場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場又は<u>登録されている</u>国内の他の証券取引所又は<u>日本証券業協会</u>の定める上場廃止の基準又は<u>登録の取消しの基準</u>に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は<u>日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社</u>を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行したものであり、かつ、当該合併により国内の他の証券取引所において上場廃止され又は<u>日本証券業協会において登録取消しされる</u>ものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は<u>日本証券</u></p> |

行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

業協会に株券が登録されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業協会において登録取消しされるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止又は日本証券業協会において登録取消しされるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条 受託契約準則第29条第2項及び同第34条第2項の規定による同第29条第2項第1号及び第13号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条 受託契約準則第33条第1号に規定する超過額を除すべき率は、同第29条第2項第1号及び第13号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券除く。)については、同第33条第1号の規定にかかわらず、当分の間、前条各号に掲げる率とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 受託契約準則改正付則第3項に規定する有価証券の代用価格の計算に使用する時価に乗すべき率は、改正前の第1条第2号に掲げる率とする。</p> | <p>第1条 受託契約準則第29条第2項及び同第34条第2項の規定による同第29条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)</u> <u>100分の80</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条 受託契約準則第33条第1号に規定する超過額を除すべき率は、同第29条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券除く。)については、同第33条第1号の規定にかかわらず、当分の間、前条各号に掲げる率とする。</p> |

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 信託金の代用として、差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> | <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 信託金の代用として、差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)</u> 100分の70</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(5)の2 (略)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 (略)</u></p> <p><u>(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。次号において同じ。)が発行する社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の85</p> <p><u>(7)の2 日本証券業協会にその株券が登録されている会社が発行する新株予約権付社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の80</p> <p>(8)～(11) (略)</p> |
| <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されてい</p> | <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場され</p> |

るもの

国内の証券取引所における最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

- 3 第1項第2号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(代用有価証券からの除外)

第4条 (略)

(削る)

- 2 前項の規定は、信託金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日又は施行日の翌日に預託する場合

ているもの

国内の証券取引所における最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号の2に規定する新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格

(3) (略)

(4) (略)

- 3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(代用有価証券からの除外)

第4条 (略)

- 2 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合(国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、信託金の代用有価証券から除外する。

- 3 前2項の規定は、信託金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

における当該有価証券の時価は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお、従前の例による。</p> | <p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄</u>(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> |

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第11項に基づき、呼値の値幅(以下「呼値の制限値幅」という。)に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(基準値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日及び人的分割銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第6項に基づき、呼値の値幅(以下「呼値の制限値幅」という。)に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄(以下「店頭経由銘柄」という。)</u>以外の銘柄(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(基準値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、<u>店頭経由銘柄の上場日、直接上場銘柄の初値決定日及び人的分割銘柄の権利落後始値の決定日</u>における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>店頭経由銘柄については、日本証券業協会が公表した上場日の直近の最終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。)</u>とし、<u>本所が当該価格を用いることが適当でない</u>と認めたときは、<u>本所がその都度定める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> |

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお、従前の例による。

発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(8)~(11) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受の益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されて</p> | <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。以下同じ。)</u> 100分の70</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(5)の2 (略)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 (略)</u></p> <p><u>(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。次号において同じ。)が発行する社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の85</p> <p><u>(7)の2 日本証券業協会にその株券が登録されている会社が発行する新株予約権付社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の80</p> <p>(8)~(11) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受の益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場さ</p> |

いるもの

証券取引所(複数の証券取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した証券取引所)における最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

3 第1項第2号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(端数金額の調整)

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券については、同位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

(本所が定める順位)

第4条の3 第4条第2項第1号及び第3号の規定における本所が定める順位は、第一順位は、当該差入日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各証券取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各証券取引所の定める普通取引をいう。)に係るものに限る。)の最も多い証券取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コー

れているもの

証券取引所(複数の証券取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した証券取引所)における最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号の2に規定する新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格

(3) (略)

(4) (略)

3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(端数金額の調整)

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券については、同位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

(本所が定める順位)

第4条の3 第4条第2項第1号及び第4号の規定における本所が定める順位は、第一順位は、当該差入日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各証券取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各証券取引所の定める普通取引をいう。)に係るものに限る。)の最も多い証券取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コー

ド協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

(代用有価証券からの除外)
第6条 (略)
(削る)

2 前項の規定は、売買証拠金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日又は施行日の翌日に差し入れる場合における当該有価証券の時価は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄(施行日に株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。)に関する第4条の3の規定の適用については、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該銘柄の売買高を株式会社ジャスダック証券取引所における当該銘柄の売買高とみなす。

ド協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

(代用有価証券からの除外)
第6条 (略)

2 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合(国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

3 前2項の規定は、売買証拠金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(新株式等の引受け) 第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合において、割り当てられた新株式(商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。)のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の証券取引所に上場されている銘柄でない場合)においては、1単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。)をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株券(商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)に株式会社ジャスダック証券取引所に上場した承継会社株券(施行日の前日に日本証券業協会に登録されていたものに限る。)について、株式会社ジャスダック証券取引所における約定値段及び最終気配値段がない場合の改正後</p> | <p>(新株式等の引受け) 第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合において、割り当てられた新株式(商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。)のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている銘柄又は日本証券業協会に登録されている銘柄のいずれでもない場合)においては、1単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。)をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株券(商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> |

の別表注4に規定する最終値段は、その直近の日に日本証券業協会が発表した午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格とする。

別表 引受権価額算出に関する表

1・2 (略)

3 貸借取引の権利処理のために日証金
がその銘柄について新株引受権等の
売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 会社の分割による株式を受ける
権利

a 権利落の期日において承継会社
株券（分割により営業を承継する
会社が発行する株券をいう。以下
同じ。）が国内の証券取引所に上
場されている場合

（分割会社株券（分割を行う会社
が発行する株券をいう。以下同
じ。）の権利付売買最終日の承継
会社株券最終値段 - 承継会社株券
に係る経過配当金）×新株式割当
率

b (略)

(注) 1. ~ 3. (略)

4. 旧株券及び分割会社株券の権
利付売買最終日の最終値段並び
に分割会社株券の権利付売買最
終日の承継会社株券の最終値段
については、その日に約定値段
がない場合にはその日の最終気
配値段とし、その日に約定値段
及び最終気配値段がない場合に
は直近の約定値段又は最終気配
値段とする。

別表 引受権価額算出に関する表

1・2 (略)

3 貸借取引の権利処理のために日証金
がその銘柄について新株引受権等の
売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 会社の分割による株式を受ける
権利

a 権利落の期日において承継会社
株券（分割により営業を承継する
会社が発行する株券をいう。以下
同じ。）が国内の証券取引所に上
場されている又は日本証券業協会
に登録されている場合

（分割会社株券（分割を行う会社
が発行する株券をいう。以下同
じ。）の権利付売買最終日の承継
会社株券最終値段 - 承継会社株券
に係る経過配当金）×新株式割当
率

b (略)

(注) 1. ~ 3. (略)

4. 旧株券及び分割会社株券の権
利付売買最終日の最終値段並び
に分割会社株券の権利付売買最
終日の承継会社株券の最終値段
については、その日に約定値段
がない場合にはその日の最終気
配値段とし、その日に約定値段
及び最終気配値段がない場合に
は直近の約定値段又は最終気配
値段とする。

ただし、承継会社株券が日本
証券業協会に登録されている株
券の場合には、承継会社株券の
最終値段は、日本証券業協会が
発表する承継会社株券の午後3
時（半休日においては、午前1
1時。以下同じ。）現在におけ
る直近売買価格とし、その日に
売買価格がない場合には、その
直近の日に日本証券業協会が発
表する午後3時現在における直
近の売買価格とする。

5 . ~ 1 0 . (略)

5 . ~ 1 0 . (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程(以下「規程」という。)第7条第2項、第10条第2項及び第15条の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各銘柄の決算期を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。この号、第7項第3号、次条第1項第4号及び同条第6項第3号において以下同じ。)が5単位以上であるとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 国内の他の証券取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。</p> <p>(2) 次のaからdまでに掲げる銘柄の区分に</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第7条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各銘柄の決算期を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。この号、第7項第3号a、第3条の2第1項第4号及び同条第6項第3号aにおいて以下同じ。)が5単位以上であるとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)又は日本証券業協会に登録されていた株券(以下「店頭登録銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 国内の他の証券取引所における上場の日又は日本証券業協会における登録の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。</p> <p>(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第</p> |

従い、当該 a から d までに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄

第 1 項第 2 号及び第 7 号から第 1 2 号までの各号

b 上場優先出資証券口数が 1 0 万口以上である優先出資証券

第 1 項第 3 号及び第 7 号から第 1 2 号までの各号

c Q - B o a r d に上場される又は上場された銘柄

第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号から第 1 2 号までの各号

d a から前 c までに掲げる銘柄以外の銘柄

第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号から第 1 2 号までの各号

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として 6 か月間における国内の他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が 1 0 単位以上である銘柄であるとき。

(削る)

(削る)

8 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の

1 2 号までの各号 (国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、第 1 項第 2 号及び第 7 号から第 1 2 号までの各号、上場優先出資証券口数が 1 0 万口以上である優先出資証券については、第 1 項第 3 号及び第 7 号から第 1 2 号までの各号) に適合する銘柄であるとき。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として 6 か月間における売買高等が、次の a 又は b に掲げる銘柄の区分に従い、当該 a 又は b に適合する銘柄であるとき。

a 他市場上場銘柄

他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が 1 0 単位以上であるとき。

b 店頭登録銘柄

月平均売買高 (日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買高合計の月割高をいう。) が、1 0 単位以上であるとき。

8 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の

選定基準)

第3条の2 (略)

2~5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の証券取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が10口以上である銘柄であるとき。

(削る)

(削る)

(選定の時期)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)~(4) (略)

(5) 第3条第7項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延

選定基準)

第3条の2 (略)

2~5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)又は日本証券業協会に登録されていた不動産投資信託証券(以下「店頭登録不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の証券取引所における上場の日又は日本証券業協会における登録の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が、次のa又はbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a又はbに適合する銘柄であるとき。

a 他市場上場不動産投資信託証券
他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が10口以上であるとき。

b 店頭登録不動産投資信託証券
月平均売買高(日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買高合計の月割高をいう。)が、10口以上であるとき。

(選定の時期)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)~(4) (略)

(5) 第3条第7項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(国内の他の証券取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の証券取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げ

期限について当該証券取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。)
を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)
の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券(他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。)の選定を除く。)

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(国内の他の証券取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の証券取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)

(6) 第3条第7項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券の選定に限る。)

当該銘柄が上場された日

(7) (略)

a・b (略)

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定(決算期の末日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(決算期の末日が休業日に当たるときは決算期の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。)並びに第2項第2号、第5号及び第6号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3ヶ月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(本所が定める上場の様態)

第10条 規程第15条第1項に規定する本所が別に定める様態は、次に掲げるものをいう。

(1) 国内の他の証券取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。

る。)

(新設)

(6) (略)

a・b (略)

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定(決算期の末日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(決算期の末日が休業日に当たるときは決算期の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。)並びに第2項第2号及び第5号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3ヶ月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(新設)

(2) 株券又は投資証券が第 2 条第 4 項又は第 2 条の 2 第 5 項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の証券取引所に上場されないこと。

(3) 株券又は投資証券が第 2 条第 5 項又は第 2 条の 2 第 6 項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の証券取引所に上場されないこと。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)に本所に上場した銘柄であって、同日に日本証券業協会により登録が取り消され、かつ、株式会社ジャスダック証券取引所に上場されなかった銘柄については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄(施行日において株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。)に関する改正後の第 3 条第 7 項又は第 3 条の 2 第 6 項の規定の適用については、日本証券業協会における登録の日を当該証券取引所における上場の日と、店頭売買有価証券市場における当該銘柄の売買高を当該証券取引所における当該銘柄の売買高とみなす。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社(承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」</p> | <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者、<u>日本証券業協会に登録されている株券の発行者</u>(以下このbにおいて「他市場上場会社等」という。)である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社等の人的分割によりその営業を承継する会社(承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び</p> |

の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c ~ f (略)

(3) ~ (5) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c ~ f (略)

(3) ~ (5) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権</p> | <p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されていること(当該</p> |

利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

(3) (略)

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a・b (略)

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数(当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」

株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

(3) (略)

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a・b (略)

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数(当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。

という。)について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ (略)

(b) (略)

d 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売(50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。)を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b) (略)

e (略)

(3) 上場時価総額

第3号の規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に

以下このcにおいて「当該買付株式数」という。)について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ (略)

(b) (略)

d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売(50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。)を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b) (略)

e (略)

(3) 上場時価総額

第3号の規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に

係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の（b）において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

（b）（略）

b（略）

（4）～（10）（略）

4. 第5条（Q - Boardへの上場審査）関係

（1）第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b（略）

c 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、（c）においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社（新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格又は登録されている日本証券業協会が公表した日々の最終価格（午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。）のうち最低の価格をいう。次の（b）において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

（b）（略）

b（略）

（4）～（10）（略）

4. 第5条（Q - Boardへの上場審査）関係

（1）第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b（略）

c 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、（c）においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社（新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前bまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) ・ (b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社（親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ (略)

d (略)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の(3) a の (a) に規定する期間内に日本証券業協会に登録されていた期間が含ま

(a) ・ (b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社（親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ (略)

d (略)

(2) (略)

れる株券に関する当該各規定の適用については、当該期間における日本証券業協会が公表した最終価格（午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。）を当該期間における国内の証券取引所の売買立会における最終価格とみなす。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券(優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募(一般募集による新株(優先出資(優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)の発行をいう。以下同じ。)又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及び<u>日本証券業協会に登録されている株券の発行者並びに</u>これらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券(優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募(一般募集による新株(優先出資(優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)の発行をいう。以下同じ。)又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p> |

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p> | <p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者、<u>日本証券業協会に登録されている株券の発行者</u>又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p> |
| <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」<u>第4章グリーンシート銘柄</u>の規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。</p> <p>2 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請者は、</p> | <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」<u>第3章店頭取扱有価証券の会社内容の説明及び気配の提示等の取扱い</u>の規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。</p> <p>2 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請者は、</p> |

当該「上場申請のための有価証券報告書（の部）」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。

付 則

この改正規定は、平成16年12月13日から施行する。

別添2 価格の算定根拠の記載について

価格の算定方式は、新規上場申請者の経営成績、財政状態、成長性、株主構成、株式所有者の経営参加の関係、株式取引実態により大きく異なるものであり、以下に掲げる株価算定方式は、記載の際の参考とするものである。なお、以下の算定方式を採用している場合には、その旨及びその方式を採用した経緯、また、これらの方式によらない場合には、具体的な価格算定の考え方及びその考え方を採用した事由を記載するものとする。

1. 純資産方式

(1) 簿価純資産法

(計算式)

$\text{簿価純資産価額} \div \text{発行済株式総数}$

(2) 時価純資産法

(計算式)

- ・ $(\text{時価純資産価額} - \text{含み益対応法人税等}) \div \text{発行済株式総数}$ (法人税等控除方式)
- ・ $\text{時価純資産価額} \div \text{発行済株式総数}$ (法人税等非控除方式)

2. 収益方式

(1) 収益還元法

当該「上場申請のための有価証券報告書（の部）」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の「摘要」欄において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。

別添2 価格の算定根拠の記載について

価格の算定根拠の記載例を以下に掲げる。なお、記載例にない事項についても投資者の誤解を生ぜしめない範囲で新規上場申請者の判断より記載することを妨げるものではない。

1. 特別利害関係者等による上場前の株券等の移動に係るもの（上場前公募等規則第15条関係）

- (1) _____ を理由とする移動であり、_____ 方式により算定された。
- (2) _____ を理由とする移動であり、_____ の事情を勘案して、_____ 方式により算定された。
- (3) _____ の事情を勘案して、_____ 方式により算定された。

2. 第三者割当等による株券等の発行に係るもの（上場前公募等規則第20条の4関係）

- (1) _____ を目的とする発行であり、_____ 方式により算定した。
- (2) _____ を目的とする発行であり、_____ の事情を勘案して、_____ 方式により算定した。

(注) 1. 及び2. に掲げる「_____ 方式」の記載に当たっては、原則として、その算定式を併せて記載するものとする。この場合において、当該算定式が、日本証券業協会が定める「店頭

(計算式)

(将来の予想年間税引後利益 ÷ 資本還元率) ÷ 発行済株式総数

(2) ディスカウントキャッシュフロー法

(計算式)

将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額 ÷ 発行済株式総数

(将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額は、各年度のキャッシュ・フローを年度別に複利現価率((1 + 資本還元率)ⁿ で算定)で割り引いて合計したもの)

3. 配当方式

(1) 配当還元法

(計算式)

(将来の年間予想配当 ÷ 資本還元率) ÷ 発行済株式総数

(2) ゴードンモデル法

(計算式)

1株当たり配当金 ÷ (資本還元率 - 投資利益率 × 内部留保率)

4. 比準方式

(1) 類似会社比準法

(計算式)

$A \times L \times (B' / B + C' / C + D' / D) \div 3$

A : 類似会社平均株価

B : 類似会社平均1株当たり配当金額

C : 類似会社平均1株当たり利益金額

D : 類似会社平均1株当たり純資産価額

B' : 新規上場申請者1株当たり配当金額

C' : 新規上場申請者1株当たり利益金額

D' : 新規上場申請者1株当たり純資

産額)
売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)に関する細則別表2に定める計算式に準じるものである場合には、同別表2に掲げる方式に準じて算定した旨を注記することにより、算定式の記載を省略することができるものとする。

産価額

L：類似安定度を加味する項目（自己資本、総資産、取引金額、自己資本比率、企業利潤率等について、新規上場申請者と類似会社を比較考慮して算出）

(2) 類似業種比準法

(計算式)

$$\frac{A \times 0.7 \times (B' / B + C' / C \times 3 + D' / D)}{5}$$

A：類似業種株価

B：類似業種1株当たり配当金額

C：類似業種1株当たり利益金額

D：類似業種1株当たり純資産価額

B'：新規上場申請者1株当たり配当金額

C'：新規上場申請者1株当たり利益金額

D'：新規上場申請者1株当たり純資産価額

(3) 取引事例法

過去に実際の取引事例がある場合、当該価格を基にして株価を算出する方法

5. 併用方式

各種方式を組み合わせて株価を算出する方法

(注) 記載に当たっては、原則として、その算定式を併せて記載するものとする。この場合において、当該算定式が、上記の計算方式に準じるものである場合には、上記の計算方式に準じて算定した旨を注記することにより、算定式の記載を省略することができるものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1 . の 2 第 2 条（会社情報の開示）第 1 項関係 （ 1 ） ・ （ 2 ） （ 略 ） （ 3 ） 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q - B o a r d の上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 2 号 a に規定する総株主の議決権をいう。以下この（ 3 ）において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第 2 号 v に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a ~ c （ 略 ） （ 4 ） （ 略 ）</p> | <p>1 . の 2 第 2 条（会社情報の開示）第 1 項関係 （ 1 ） ・ （ 2 ） （ 略 ） （ 3 ） 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q - B o a r d の上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 2 号 a に規定する総株主の議決権をいう。以下この（ 3 ）において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第 2 号 v に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a ~ c （ 略 ） （ 4 ） （ 略 ）</p> |
| <p>1 1 . 第 1 0 条（その他書類の提出）関係 第 1 0 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。 a ~ c （ 略 ） d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の証券取引所に上場されている株券</p> | <p>1 1 . 第 1 0 条（その他書類の提出）関係 第 1 0 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。 a ~ c （ 略 ） d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の証券取引所に上場又は日本証券業</p> |

の発行者その他本所が適当と認める者を除く。)を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。))をいう。)に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) ~ (d) (略)

e (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

協会に登録されている株券の発行者その他本所が適当と認める者を除く。)を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。))をいう。)に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) ~ (d) (略)

e (略)

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 合併期日。ただし、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> | <p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 合併期日。ただし、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日</p> <p>（2）～（7） （略）</p> |

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（外国証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> | <p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（外国証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。<u>以下同じ。</u>）から、<u>日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から</u>、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>2 （略）</p> |

**立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び
受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条第7項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>正会員は次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により本所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお、従前の例による。</p> | <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条第7項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>正会員は次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)<u>のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄</u></p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄及び<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄</u> 上場会社が、他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社<u>又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社</u>を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により本所若しくは国内の他の証券取引所において上場廃止され<u>又は日本証券業協会において登録取消しされた後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)</u>以外の銘柄</p> |